

## 6.2 教育研究指導のあり方

### 進捗状況報告

入学時期に履修についての相談を教務学生委員が中心となって開いている。同時に、教育、研究について相談を受けるという制度を作り学生にも周知している。研究指導については、ゼミでの指導、指導委員会によるものが中心であるが、それ以外に、教員、大学院学生が他大学の教員と交流を持てるワークショップを定期的に行い学問的刺激を今まで以上に誘発させるための商学セミナー、講演会をおこなっている。また、博士課程後期課程学生および研究員生は、論文刊行機会の提供や学会発表出張費補助などを活用して学会発表を行っている。また、論文発表の機会をふやすよう、ディスカッションペーパー発行の補助や、そのWEBへの掲載などについても検討している。

### 学内第三者評価

研究指導においては、2005年度に開設された「研究職コース」では、進学1年目から博士論文指導委員会が支援・指示を行い、「専門学識コース」は指導教員によるマンツーマンの指導体制となっていることは評価できる。

2005年度の（改善の具体的方策）に「全授業についてシラバスの配布を行うような体制の整備を目指す」と記されている点について進捗状況の記述が求められる。2008年度大学院設置基準の改正（※）により、シラバスの作成は義務化されており、早急な対応が望まれる。

※大学院設置基準第14条の2（成績評価基準等の明示等）

大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。